

高等教育政策と私立大学

—課題と展望—

榎本 剛*

比治山大学学長 高橋 超

比治山大学学長の高橋でございます。本日は皆様方、ご多忙のなか本学高等教育研究所主催の講演会にお越しいただきまして、まことにありがとうございます。本日、講師として文部科学省の榎本剛先生にお越し頂きました。多忙の中、誠にありがとうございます。

本学高等教育研究所は設置しまして2年目になります。今日で4回目になりますけれども、こういう形で色んな方々をお呼びして、本学の教職員等および先生方々、学外の皆様方にご案内して講演会を開催しております。

本日は、「高等教育政策と私立大学」というテーマで特に私立の状況につきまして、我々にとって大変役に立ついろいろなお話が聞けるかと思っております。ご存じのように、少子高齢という中で大学の取り巻く状況も非常に年々厳しくなっています。新聞を見ますと日本の企業が軒並み赤字のようです。企業が赤字になりますと、国が徴収する法人税もかなり減少してくるわけです。こういう経済状況は、もちろん経済活動のみならず、色んな形の教育にも影を投げかけるものではないかという気がします。今の状況が当面すぐに回復するという状況ではありません。私どもはこういう社会の劇的に変化する状況に応じながら、高等教育としてのあり様、あるいは私自身の大学での教育のあり様、あるいは研究のあり様というものを考えないといけないと思います。年々、新しい課題が我々の前に直面してきています。こういう中で、本日は、文部科学省におけます高等教育の最先端のコントロールタワーという所でお仕事をしております榎本先生のお話をお聞きできることで大変ありがたいと思っております。短い時間ではありますが、お話を聞きながら、時間があれば、ご質問等できればと思っております。今日は、どうもありがとうございます。

高等教育研究所長 有本 章

本日(2009年2月7日)、全国高等教育研究所等協議会というものが設立されました。したがって私はその協議会の会長として協議会を代表し、ならびに比治山大学高等教育研究所長ということで研究所を代表してご挨拶をさせていただきます。本日は、ご案内させて頂きましたら非常にたくさんの皆様にご出席をいただきまして、主催者として非常に感謝をいたしております。御礼申し上げます。

今日のテーマは「高等教育政策と私立大学—課題と展望」でございます。現在、高等教育政策と

*文部科学省高等教育局企画官(兼)高等教育政策室長

というのは 21 世紀をどういう風にやっていくかということのマスタープランを出していかないといけないということで、注目されているわけでございます。

今日の講師をお願いしました榎本剛企画官は、高等教育研究企画官で同時に高等教育政策室長という要職に就いておられます。ちょっと簡単に経歴をご紹介しますと、平成 3 年に文部省に入省されまして、高等教育局企画課法規係長を経て、オーストラリア教育省、在イギリス日本国大使館を歴務されまして、日本学術振興国際事業部参事を務められました。それから、文部科学省初等中等教育局にて教育財政室長、教育制度改革室長を経られまして、平成 18 年 8 月から千葉県教育委員会教育次長を務められ、平成 20 年 8 月より現在のポストにお就きになっております。これだけご紹介させていただきましても、文部科学省でエリートでございますし、エースでございます。

それから、このポストは昨年度ご講演をお願いしました鈴木敏之さんの後任ポストでございます。中教審等のシナリオは全部ここで書かれております。ですから、先ほど高橋学長からご紹介ありましたように、コントロールタワーとおっしゃったのですが、現在の日本の高等教育政策がここから発信されているということになります。そう意味で、今日のお話は、現在、先ほど言いました、マスタープランでどちらの方向に行こうとしているのか、という非常に生々しい最先端のお話を伺うことができるのではないかと思います。資料を拝見しましたけども、現在私どもが欲しい資料が盛りだくさん入れられています。皆様も今日来られて良かったのではないかと思います。私がしゃべりだしたら長くなりますけども、色々なお話をして頂けるのではないかと思います。

日本は今、財政難で、これはしばらく不況が続くと想定しますと、一番影響を受けるのは私立大学でしかも小さい規模の地域の大学ということでございます。そこは定員割れがおきる。私立の 4 年制大学で昨年の統計で 47%、つまり半分は定員割れをしているわけでございます。さらに学生さんがどこ行くかというのは非常に重要なのですが、選択によっては高等学校卒業した時に、家計が悪い場合は先ず就職、それから専門学校、それから短期大学、それから 4 年制大学、そういう順番に、調査によりますとなっています。経済が厳しくなると、教育も非常に厳しくなるというわけでございます。

それでは榎本剛さんに、大体 1 時間くらいお話し頂き、残り時間は質疑を頂きたいと思っております。せつかくのチャンスでございますので、よろしくお話ししたいと思っております。

榎本 剛

みなさんこんにちは。文部科学省の高等教育局で勤務しております榎本と申します。本日は土曜日にも関わらずこのように大勢お越し頂きましてありがとうございます。また、お招きまことにありがとうございます。

ご紹介頂いたところでございましたけれども、私は昨年 8 月に今のポストに入ったところであります。項当局には 12 年ぶりくらいに戻って参りました。当時、高等教育局で高等教育の規模をどうするかとか仕事をしたのですが、その後はしばらく国際関係の仕事をしておりました。

イギリスなどもいたのですが、この数年間、イギリスの教育などをだいぶ意識した改革を日本でも非常に多くなってきたような気がします。私はイギリスにいたのは 1999 年から 2002 年でしたので、国立大学の法人化をもうすぐ、という頃であります。大学における評価、あるいは大学への評価に基づいた資源配分をどうするかとかですね、非常にそういったことが話題になっていた頃でございます。日本中の文科省や、色々な評価機構の方ですとか、あるいはいろいろな大学の方々がたくさんイギリスの評価制度を見るということでイギリスに来られて、そういう方々と一緒にイギ

リス国内をまわったことがございます。そういうのは、帰国してから『英国の教育』という形でまとめたことがあるのです。まとめたのはもう 6, 7 年前のことになりますが、イギリスの教育に関して日本語で、小中から高等まで全体を俯瞰しつつ、かつ細かいところを書いている資料は、ほかに無いのではないかと思います。それぞれいろいろな、例えばある国の留学生制度とか、先の評価制度ですとか、個別のことに関する研究というのはあるのですけども、小中から全て全体を見る研究というのは、残念ながらあまりありません。どうしても外国の教育制度に関しては、都合のいいところをつまみ食いして紹介する場合ですとか、あるいは訪問した際の経験に基づく印象論的な話に基づく紹介とかが、非常に多いことがございます。よくこの「出羽の上」というのがあるのですが、「イギリスの教育では」とか「フィンランドの教育では」とか、外国の話を引き合いにすることがよく教育の分野であるのですけれど、全体を見た話になっているのかな、というのを思うことがあります。

イギリスの話をして少しだけ脱線いたしますと、先ほど申したイギリスの評価と資源配分というのは昔からのトピックであります。昔 IDE に書いたり、帰国してから広島大学の学長にお招きされて 1 回広大でも講演したのですが、大体この大学の分野でお仕事されている方でいらっしゃいましたら、イギリスのリサーチアセスメントとかよく話題になると思うのでございますけども、研究評価を 7 段階で評価をして、その結果に応じて、研究資金は傾斜配分します。たしか 2001 年にイギリスがそういう取組み、評価活動やった時には国中の大学が何とかして評価のレベルを上げようと、一番トップが 5 * という評価結果なのですけども、その 1 から 5 * まで 7 段階刻みになっているところを、例えば真ん中の評価が 3 とか 4 という大学であれば、なんとか評価を 5 まで引き上げようとかです、そうとういろいろな努力があつて、ふたを開けてみたら国中の大学の研究評価の数値が上がったというのがありました。大学の方では評価が上がったら、当然国からたくさんの研究費が来るのだろうと、みんなそう信じて疑わなかったわけなのですけども、実は国の方で用意していた研究費の総額なんて全然増えませんでした。結局、限られたパイの切り方だけの問題になったわけです。そうすると、大学の側の方ではそれを問題視するのは当たり前でありまして、評価が上がればそれに応じて資金が増えるという前提がなんで増えないのだということになつたりして、それでイギリスも評価のやり方を全部見直しますと言って去年の年末の 12 月に 7 年振りで改定したりサーチアセスメントの結果が公表されたところでした。やり方をだいぶ変えざるを得なかったということがありました。評価というのは評価する側とされる側のゲームのようなところがありますので、政府が決めた評価のルールの中でいかにうまく立ち回るかというようなことをイギリスの大学を回りながらそういう話を一杯聞いて、なるほどと感じたことがございます。

そうやって、イギリスとかあるいは学振で国際関係の仕事をして、いろいろな国の大学を見てきたつもりだったのですけども、この後はずっと小中教育の方をやっておりました。小中教育では、皆様ご存じかどうかわからないのですが、当時は小泉政権の頃で三位一体の改革というのがありました。地方分権ということで、国のお金を地方に権限を委譲しましょう、国から地方への補助金を減らして、地方の自主財源を増やしましょうって、そういう取組みがあつたのですけども、その時に文部科学省が持っている教育費のお金がターゲットにされて、文部科学省は義務教育の全国の機会均等のためにもそういった負担金は国が保障すべきであるといい、地方側はそういった負担金は地方に任せるべきであるという議論がありました。そのころ私は文部科学省に何年かぶりかで戻ってきたところで、その担当をやれと言われました。そこで中教審で義務教育の予算のことを専門的に研究、議論する部会を立ち上げて、その責任者としてずっとやっておりました。そこで地方 6 団体の方々も入り相当激論がございまして、私も中教審の色々な議論を見てきたのですけども、未だにあれを上回る白熱した論戦は審議会の中では無かったという風に思います。あの時も文部科

学省として義務教育費の国庫負担金というのは必ず全国津々浦々小中学校の設置を保障するために必要だということで、文部科学省のほとんど総力戦のような形で人材を担当する所に集め、理論武装し、審議会の運営をし、色んな事があったんでございます。そういう時、お金の問題というのは非常にどういう風に考えたらいいのかなというのは仕事をしながら思うことがありました。

教育費というのはいったい何であって、それはいったい誰がどう保管したらいいのかというのは非常に難しいテーマであります。文部科学省でそういった仕事をしながら、なんとか良い理論がないかと思ったのでございますが、当時率直に申し上げて教育の世界からは、教育学の方々からは、教育費、教育予算のあり方に関して、十分な対外的にも説得力のある理論を構築するような、そういった案というのはなかなか出てこなかったような記憶がございました。むしろ外で、色んな方とお話をする中で経済学の方であるとか、あるいは行政学の方であるとか、そういった他の分野の方のほうが、教育の予算というのをどう考えたらいいのかという点について比較的客観的な見地から色んなことを教えて頂いたことがあり、非常に勉強になったということがあります。そういうことをしながら、去年から高等局の方に戻ってまいりまして、国際とか、小中教育とか、高等とか、この頃非常にいろいろな話がお金とつながりを持つことが多くなってきたというのを自分自身の仕事を通じて思っております。そういう中で3点気がつくところがございます。

1つ目はさっき申し上げましたが、教育の予算に関する研究あるいは分析というのはほとんど、まったくと言っていいほど進んでいないと思います。さっき申したように、経済学の観点から教育予算をどう考えたらいいか、財政学的にどう考えたらいいか、そういった話が色々あるわけでございます。経済学的に見れば教育の外部効果に着目して、公のお金から教育費を出していくことに合理性はあるということにはよく出てくるわけでございます。教育に公財政が必要であるということに関して、もう少し教育学の立場から分析なり検討があつていいのではないかと、非常に思うことがあります。

また、2つ目といたしまして、こういったテーマを教育全体、小中教育から高等教育まで、あるいは職業教育やいろいろなもの、全体を俯瞰する研究というのも実は全く無いということです。教育学の方でも研究が無いと申しましたが、それでもあえて申し上げますと義務教育段階の狭い範囲、あるいは大学教育の狭い範囲での研究です。教育全体を見回した場合、どういう風に考えたらいいのかなという研究や議論もほとんど無いと思います。もちろん個別には研究が無いかというのと無いわけではないと思うのですが、その研究成果をもって対外的に議論していくという観点に立つと、実は他の行政分野と比べまして、教育は極めて立ち遅れています。

また3点目に、一番痛切に思うのですが、教育の予算といえますものも、実はもう自動的に待たなくても保障される時代ではもう無くなっている、ということです。こういう分野で仕事をしている方はそれぞれの形で思うことが多いと思うのですが、少し前ですと政府全体が、あるいは社会全体の資源をどう配分していくかと、教育にはこれくらいお金や人材が必要だとか、他の分野にはこれくらい要るとか、比較的円滑にそういった配分のメカニズムが働いていたように思うのですが、もうそういう時代ではありません。それぞれの分野といえますか立場の所が自分たちの必要性を自ら主張し、立証できなければ、何も保障されないわけでありまして。そういうのは自分自身の仕事を通じて、本当に思うところがあります。

もちろん高等教育にお金をかけるべきである、ということをお主張する方は教育の内外でいらっしゃるわけでありまして。例えば憲法学の話で申しますと、憲法の保障する学問の自由、その学問の自由の中に含まれる研究の自由、そういった学問の自由や研究の自由を実質化するためには、研究なり大学の活動の財政的基盤が保障されていることが前提であるというようなお話が、憲法学の比較的最近の定番とされるような著作の一つにも書いてあったりします。

でも、お金というのは無から生まれるわけではありません。義務教育は無償であるということも憲法で書いてあるわけでございますけれども、では無償というのは教育を提供する人が無報酬で、ボラ

ンティアで活動する、ということの意味するわけではありません。ですからその教育活動を無償たらしめるためには、その財源が何らかのフレームワークを通じてやってこないといけないわけがあります。そうすると、そのためには冒頭の学長先生のお話しとも関連いたしますけれども、経済活動を通じて生まれた富を教育の方に回していくという仕組みが必要であり、その仕組みの中で、教育の大事さ、大学教育の果たす役割が主張できないといけないなと思うところがあります。

知識基盤社会において大学は大変重要な役割を果たすということは総論としては誰も反対をしないと思いますが、それを主張しているだけでは問題は解決しないと思います。教育も社会システムの一つである以上、社会システムの中で存在意義価値をより分かる形で説明できないといけないなということ非常に、痛切に思う所でございます。

本日、全国高等教育研究所等協議会の設立ということでありまして、有本先生を始めとする高等教育分野に志を高く掲げていらっしゃる先生方のおかげで、こういう組織が始まろうとしておりますけれども、日本の場合はこういう一種の共同体というかコミュニティが非常にまだまだ足りていないと思う所があります。

大学の質の保障であるとか、大学の公財政の在り方とか、比較的大きいテーマに関しては、一人一人の研究なり議論をしていくということももちろん大事でありますけれども、自分の本来属している組織を少し離れて横断的に色んな方と議論をしながら進めていくという中でより大きなレベルでの問題解決の糸口が進めないかなと思う所が非常にあります。

よくこれから文部科学省はどうするのですかとか、これからどうなっていくのですかとか、というご質問ですとかお話を受けることが多くあるのですが、日本の場合は一人一人の研究者、あるいは一つ一つの大学はあるのだけれども、それに対してより大きい、違うレベルで存在しているのが国の組織しかなかったりするというのがあって、それが、まだまだ色んな課題解決に向けて遠いと思う所があります。もっとこの、学士課程教育答申でも述べられているのでありますけれども、大学団体といった中間的な組織による自律的な活動というのが本当はもっと必要ではないかと、そういうところが文部科学省と一定の関係と距離と、時には緊張感を持ちながら大きな観点で研究なり議論が進むと、大分いろいろな物事を考える糸口が広がってくるのではないかな、と日々思っているところであります。ぜひ、協議会のこれからの発展を切に希望しているところであります。

さて本日用意しております資料なのでございますけれども、少しこれをご覧いただきながらと思っております。例えば、教育費の問題を取り上げまして、この冊子の下の所にページが振っております、表紙にあたる1ページのところがあります。1ページの上側が日本の教育費の総額という数字でありまして、その表の右下に合計がありますけれども、幼稚園から高等教育まで全部予教育予算を合計していきますと17兆円あります。これは一年間です。これを国と地方それぞれが負担しており、その合計です。例えば17兆円かかっているということも実はあまり知られてないということです。

昨年は前半に教育基本法の改正をうけて、教育振興基本計画の準備があったわけでありまして。私はそのころは教育委員会にいましたので、文部科学省の中の議論を知らないのですが、新聞でみておりますと教育振興基本計画で対GDP比の教育費予算水準を書くかどうかということが大きな議論となったところでございまして、それはこの1ページの下側のこの棒グラフにありますとおり、日本の場合には、GDPに対する教育費の割合が3.4%くらいしかない。これをせめて5%まで上げていくべきだとか、そういった議論になったのですけれども、そもそも教育費の水準ってどうなっているかとかということ、その全体を知っている人はほとんどいないのです。国立大学の運営交付金がいくらとか、私立助成がいくらとか、こうパーツ、パーツでは分かっていたりするのですが、

全体を俯瞰してこれが日本の経済にとりか社会の中でどういう風に考えたらいいかですとか、そういう視点ってほとんど無い。文部科学省でもなかなかそういう視点はこれまで無かったので、なんとかこういったお金の問題を議論できないかなと思った次第です。

そこで1枚めくっていきますと、今度は学士課程教育答申の話でございます。これは2008年12月に中教審の総会で答申になったものでございます。その概要と、それから右側にどう変わったかという対比を載せております。どう変わったかというのは何かと申しますと、この学士課程教育答申に関しましてはその内容に関する議論は実質昨年7月までには実質終わっていたところでありまして、後はこれを答申として、答申案から案をとって答申にするだけという前提だったのかもしれないのです。私は昨年の8月に何年か振りかにかに文科省に戻って参りまして、まず言われましたのが、学士課程教育答申を書き直すということと、9月には中教審で新しい諮問をするからその諮問文を用意することでした。その2つをいっぺんにやるにはどうするのだろうか、と、唖然とした記憶がございます。私のポストというのは大学関係の仕事をいくつかやりながらここに来ることが多いのでございますけれども、私の場合はそれまで県の教育委員会で地域の教育活動をずっとやっていた者が突然来て、学士課程教育の答申を書き直して、諮問も書くのだということで相当面喰らったのです。個人的にはしんどい仕事でございました。この3ページに書いてあります通り7月までの案と最終的なものとは目次の構成をだいぶ変えております。それでも、議論はほぼ終了しているので中身は変えないと、中身は変えずに読み易くするようにとオーダーを受けて相当工夫したことがございました。

この答申に関しては先ほど申した12月24日に答申案の案が取れて答申になったわけですが、次の日の新聞などを見ますと、厳格な成績評価ですとか、高大接続テストの導入の検討ですとか、個別のテーマに関する報道があったのではございます。ただ私もこの答申の議論が終わってから文科省に戻って参りましたので、ここはもう前の前段階での議論です。この2ページに書いてあります三つの方針、学位授与と教育課程編成・実施、それから入学受け入れ、この三つを一体として考えると、そこに本来の意味があるわけでありまして、卒業段階、それから卒業するまでの途中段階、そもそも入るべき段階と、この三つの段階のことを一体として考えて各大学が取り組んでいく必要があると、そういった問題意識であります。ですから新聞でパーツ、パーツだけ報道されるというのは、なかなかこの答申の意味が十分に伝わりきれていないなと思う所があります。

この学士課程教育答申は基本的に現行の大学の制度を前提とした上で、各大学がどういうことに取り組むことが考えられるか、また現行の制度を前提として国はどういう関与の仕方がありえるのか、という点に焦点を置いています。従って従来の中教審あるいは大学審議会以来からの答申と比べると非常に異色であります。これまでの答申ですと、大学設置基準の見直しあるいは大学の量的規模の見直し、そういった具体的な制度改正あるいはオール日本で検討するようなお話に関する議論が主流だったのでありますが、今回は各大学でどういう取組みが考えられるかという点に非常に力点を置いてありますので、非常にそういう点でユニークな答申であります。この答申がまとまる前から、昨年の3月の審議まとめの段階から、色んな大学において答申案の内容を学内の研修ですとか色々な活動に使われていると伺っております。答申案の案がとれてこういう形になったところでもありますので、各大学におけます一層の取組みが期待される所でもあります。もちろん文科省としましてはそれに関連する予算措置ですとかには努めて配慮する所存であります。

本日のメインの話題をしようと思えます。先ほど少し申しました昨年9月以後の諮問を受けた議論でございますけれども、これは4ページ以降でございます。これに関しましては、昨年9月11日に中教審の諮問を行い、それから直ちに大学分科会での議論が始まった所からであります。この通

しのページ番号の6ページから19ページまでが、先日、1月の26日の大学分科会でとりまとめられた「審議経過について」というまとめの文章であります。この審議も先日でしたか、ある新聞で大学分科会のこの諮問の審議を総括するような文章があった所でもありますけども、非常に多岐に渡る論点が含まれております。

まず9月11日に諮問を行いました。諮問というのはそれほど頻繁にやるものではございません。一番新しいのが平成13年でありますので、平成13年に高等教育に関します総括的な諮問があり、7年ぶりに諮問が出てきたわけでありまして。これもさっき申した通り、文科省に着任して1か月くらいで用意をして中教審の総会にかけ、それが9月11日でしたけれども、その2週間後の9月25日では今度は「論点メモ」を用意しろと、これが4ページに書いてあります「論点メモ」でございます。論点メモとそれから関連するデータ集を用意するというので、全くノンストップの仕事の状態でございました。中教審の諮問自体は長い文章なのでございますが、それをなんとかとりまとめて、その後2週間くらいで論点メモを列挙していったものでございます。この論点メモ、確か30いくつ項目があったと記憶しておりますけども、一様に微に入り細に入り、論点を掲げているところでございます。

この4ページの問題提起をしまして、5ページに書いてありますのが先ほどの1月の末、大学分科会で議論する中で私が事務局として用意して提示したものです。5ページに、上下ありますが同じものであります。5ページの上半分はシンプルなものでありまして、そしてその下に矢印をたくさん入れたものであります。

9月以後の諮問というのは包括的諮問と呼ばれて言いますけれども、その中で大きく柱が三つございます。一つ目が社会や学生からの多様なニーズに対応する大学制度及びその在り方、二つ目がグローバル化の進展の中での大学教育の在り方、三つ目が人口減少期における我が国の大学全体像、というものであります。大きな三つの柱の中にさらに細かい細項目がございます。

4ページに掲げてあります膨大な論点メモは、さすがに9月からこの1月までの、9、10、11、12、1の5ヶ月間では全部はカバーしきれれておりませんので、これまでのところ5ページに掲げてあるような大きな三つの柱の中のいくつかの項目までカバーされているところであります。これらの項目は実はバラバラではなくみんな関連しあっているのです。というのが5ページの下複雑な矢印の行き来であります。この5ページの下に書いてある項目とそれらにつながっている矢印を説明しているのがこの6ページからの本体であります。

これらは、この矢印をご覧くださいますと大体見えてくると思うのですが、諮問の一つ目の括弧2番目というのがありまして、「大学教育の公的な質保証」という項目がありまして、そこに比較的矢印が収斂している状況をご覧くださいかと思えます。この質の保証をどう考えていくかと、これを前提として色々な論点を考えていこうというものであります。

これに関しては、今日用意しておりますのは、通し番号19ページまでがさっき申した1月末までに取りまとめたこれまでの審議経過であります。通し番号の20ページ以下が各項目に関して中教審の大学分科会で私が用意してご提示した資料データ集であります。第1回目の9月25日の大学分科会でもかなり分厚いデータ集を本当に突貫工事で準備したのですが、20ページ以下に関してはそれぞれのテーマに関してのやや詳しいものであります。それはこの1枚のレジюмеという資料の下半分のところに斜め文字でページ番号を目次として振ってあるとともに、何月何日と日付がこのレジюмеの下半分に入っております。そこにいつの大学分科会で提示した資料かということも挙げております。ちなみにこれらはすべてWebで公開しておりますので皆様はそのまま文部科学省のページからダウンロードができます。ただし、今日はせっかくの機会がありますので、これら10月や、11月、12月に公表していた資料に関して可能な限り更新できるものは更新しておいております。例えば昨年までに出している資料はすべて予算が概算要求段階

のものでございましたけれども、概算要求は終わっておりますので、予算に関する説明である場合には 21 年度予算案に更新するといった細かい作業いくつかの作業はしております。これがこれまでに 1 冊あればこれまでの議論の論点は分かるのではないかと思います。これがこれまでの大学分科会における問題意識であり、こういった点に関して 2 月以降、大学分科会の人選もだいぶ変わるとは思いますけれども、その中で議論が進められる事柄であります。少しだけご覧いただくと今後のことを考えるためにいかなと思っております。

先ほど紹介いたしました矢印が一番集まっている諮問の 1-(2)の質保証というのがございます。これは通し番号 9 ページの下ですけれども、通し番号 9 ページそれから 10 ページにかけて文章が書かれまして、通し番号 9 ページの下の箇所に、設置基準、それから設置認可、また認証評価、三つの質の保障に関する制度があり、これ 1 枚めぐりますと、「大学の活動を支える公財政支援」というのが書いてありまして、これらを一体的に考えていけないといけないのではないか、というのがまず大きな問題意識であります。

9 ページの②、基本的な考え方、というところに少し書いてあるのですけれども、本来は設置認可というものは設置基準をベースにして行われるものでありますし、認証評価も設置基準が前提になっていることでもあります。昨今色々な設置基準も、6 年ほど前はかなり規制緩和の一環で、準則化、大綱化したところがございます。そういった設置基準を現在の視点から見たらどうなるかと、あるいはそれに関して設置認可の審査はどういう風に考えていったらいいか、また認証評価も当然始まっていることでもありますけれども、実質的に考えていくためにはどうしたらいいのかと、大学に対する過度な負担だけで終わっていないか。実質的に各大学が設置基準に基づいて教育が行われていることを保障するためにはどうしたらよいか。個別の制度だけでなく、それらを少し横断的に大きな視点で大学の質の保障というのが考えられないかというのが全体の意識であります。

そういった大きな議論というもの、なかなか数か月でまとまらないものでありますので、それらを大きく今後考えていこうということを前提としながらも、通し番号 5 ページでは濃いオレンジ色で枠取りしたものがありますけれども、1-(3)の「設置基準」あるいは「設置認可」の課題というものに関しましては、今度は通し番号 11 ページでございますが、11 ページに箇条書きしておりますようなものに関しては比較的今後、設置審ですとか関連する所での検討を踏まえて議論が進められるのではないかと思います。この通し番号 11 ページの箇条書きの一つ一つを説明することは致しません。それらに関しては実はどういうことかというのが、通し番号の 21 ページでその辺に関してはどういう各制度に問題点や課題があるのかということが、通し番号 21 ページから 29 ページまで、ずっと出ております。こういったものを大学分科会の方でご提示し、こういった観点で議論していこうということになっております。

冒頭申し上げましたけれども大学の質の保障を考えていくというのは、大学は社会から信頼されるための前提の一つのように思います。もちろん大学の質というのは何かというのはこれまた深い問題でありますので、何に注目した質かということも、これはこれで大きな議論ができるわけがございますけれども、設置基準や、設置認可という点に着目した場合の質の保障ということも大きなテーマの一つでありますので、これに関した議論が深められないかと、とりわけ 1-(3)に上げたようなものに関しては議論を速やかに進めて直せるものから直していくというもの、そういう問題であります。

諮問の柱の 2 つ目に、グローバル化の進展中というものがあります。このグローバル化に関しても、通し番号 30 ページ以下で色々な論点を挙げているところでもありますけれども、ここでのグローバル化といいますものを質の保障ということと関連付けた議論ができればという風に思っ

ております。グローバル化といいますと、例えば留学生 30 万人計画に向けてどうしていくか、あるいは大学の国際交流をどうしていこうかと、そういった大学における活動、事業に関するテーマもちろんあるわけがございますけども、ここで論点にしてありますのは大学の活動自体がグローバル化している中で、質の保障という考え方もグローバルな国際的な視点で取り組まざるをえないのではないかという問題意識であります。

学位というのは世界共通のものであります。学位を持っていけば世界中どこでも渡っていけると、そういう前提であり、それが学位の国際通用性ということで、先ほどの学士課程教育答申の基本となる考え方であります。その学位の質の保障ということを国際的に考えいくには海外の大学ではどういう質の保障の仕組みがあるのか、といったことをもう一回ここでレビューできればと思います。

わたくし自身のイギリスの話して、またイギリスの「出羽の上」になりますけども、中世からの何百年にわたる蓄積の上に大学があるわけでありますけども、ここ数年で急速に大学の質とは何かと、そういったことをきちんと明文化していこうという取り組みが非常に進んでおります。大学が関係者は大学とはこういうものであり、こういう水準であるということは一定程度の共通理解があるとしても、その一定程度の共通理解または暗黙知というものをきちんと文章に書き下ろしていくということが、どうしてもいるのではないかと。イギリスはそういうことをやっておりますし、日本でも設置基準を大綱化、準則化していった中でそもそも大学とは何かということに関して、色々な新しいところからの設置、認可申請が出てくる中で考えざる負えなくなっているようなところがございます。

大学とはそういう前提で、「わかりましたね、皆さん」というわけで、あえて基準に何も書いてなかったりするのであります。しかし基準に書いてなければなんでもいいのかという感じにこの頃なっていくところがございます。大学とは何か。教育や研究があり、またキャンパスがありそこに学生が集いと、色々な活動がある中で成長していく。そういった大学とはこういうものだと、そういうものをどういう風に明文化して、基準なり何らかの形で明らかにしていくということが問われていると思います。

その関連で、キャンパスと申しましたけれども、そもそも通信制の大学とそれ以外のいわゆる通学制の大学はどう違うのかとか、これだけメディアが進んできた中で、この二つは本当にこれからも通信制の設置基準と通学制の設置基準とが分かれていっているのか、オンラインのような授業形態もあるけどどうしていくのかですとか、そういった非常にこう一個一個やりだしていくと際限無くなってくるのであります。そういった事柄に関して解決していかなければいけないという問題意識であります。脱線しちゃっていますけれども、国際化している中で大学の質の保障を考え直したいということでもあります。

またこれもだいぶ広まっておりますけれども、OECD で大学の国際的な質保障をやっているという取り組みも始まろうとしており、またタイムズ (TIMES) が世界の大学ランキングを出せば非常にみんな注目したりする時代であります。大学の質の保障を世界的に考えていく必要があります、国際的な質保障の取り組みもどういう風に日本として認識していき、日本の大学の質を考えていく際にどう参考にしていくのかどうかといった色々な論点があるなというものであります。

諮問の三つ目が、人口減少期における我が国の大学の全体像というものであります。これに関しては、まだ議論はこれからであります。何か一定のものが出ているというというものではありません。

通し番号の 41 ページ以下で、大学の量的規模に関する資料を入れております。これも昨年の

12月の大学分科会で用意したものでございます。これも私がいろいろな資料を整理しながら準備してご提示しました。この41ページ以下の資料をご覧頂きますと、通し番号の43ページで、二つのグラフが上下にございます。43ページの上のグラフの背景オレンジの塊が18歳人口の増減を示しております。18歳人口は山があったり谷があったりしますが、その中で大学の数は私大を中心に増えていきます。一方、短大は減っております。18歳人口そのものは減っています。学生数に着目すれば、通し番号43ページの下でありますけれども、学生数であれば基本的にだんだん増えてきております。でもこの頃、学生数もやや横ばい状態かなと思います。それは進学率、18歳人口、そういったいろいろな要因の中でこうなっているわけでございます。

次に通し番号44ページですけれども、これは上下で国際比較の数字を載せております。いろいろな数字が書いてあるのですが、日本は進学率が5割を超えたということで、大学の量的規模はこれでいいのかという議論もあるところであります。しかし国際的に見てまだまだ日本よりも進学率が高い国々がたくさんあるわけです。そういう点をどう考えいくのかという、これも18歳の人々が大学の最大の対象というだけではなくて、諸外国では本当に多様な年齢層の学生がいますので、人口全体の多様な年齢層を考える中で大学の規模をどう考えていこうかと、いろいろな論点があるわけです。

通し番号46ページに今後の人口の推計と申しますものを地域別に分けて載せております。46ページの上の表は今後20数年間のうちに人口がどれだけ減るかというもので、46ページの下半分はそのうちの19歳までの若者の人口がどのくらい減るかというものであります。日本の全体の人口が減り始める中で、若者の人口はもっと早いペースで減っていくわけです。47ページの上の表は、今度は65歳以上の人口というものをを見ていきますと、こちらの方はどんどん増えていくわけでありまして。世界の人口の推計を載せましたけれども、世界的にいろいろな国々では人口が増えていくわけでありまして。人口が増えたり減ったりする中で、規模ってどう考えたらいいのかなと、これはこれで一大問題であります。48ページは進学率に関して、少し地域別に分けたうえで進学率がどうか、あるいは地元にとどのくらい残るか、というものを整理しております。

基本的にここに載せておりますデータはすべて公表されているものをベースに作っているものです。新規の未公表資料から作っているものは全くありません。ある意味で周知のものであります。それを整理して、議論を作っていこうと思っておりますけれども、なかなか大学の規模ですとか、一筋縄では考えきれないなというところがあります。

18歳人口が減っている中で大学は減るのでしょうか、あるいは留学生をたくさん入れて、あるいは社会人をたくさん増やして大学の規模をもっと増やすのでしょうか、といったいろいろな要因があるわけでありまして。そういったことについてもっと議論があっていいのではないかなと思います。

各大学で色んな取組みがあると思います。50ページ、51ページで少しこのあたりを載せております。もう少しいろいろな年齢層の人が大学に来るような仕組みがもっと工夫できる余地はあるのではないかなと思います。それは大学の努力だけではなく社会全体の取り組みが必要とは思っておりますけれども、そういった工夫検討する余地がもっとあるのではないかな。リカレント教育や生涯学習という用語はずっと何十年とあるわけですけれども、大学教育においてそういった多様な年齢層に関して検討する、あるいは議論ということがもっとあっていいのではないかなと思います。

そういった量的な話を議論しなければいけないのですけれども、一方で量だけで単純に決まるわけではございませんから、そもそも大学でどういう質の教育が提供されるのかということにも依存するわけでありまして、そういった点で量の問題を考えるというのは質の問題をととも当然つながってきます。質の問題を議論しながら量の問題を合わせて議論しないと、片方だけ議論していても問題解決しない。そういうことで先ほどの諮問事項の矢印が複雑に絡み合う中、論点を整理

しながら進められればなと思っております。

52 ページでは、これも非常にテクニカルなのでありますけれども、大学の定員超過の取り扱い、または定員割れの取り扱い、それぞれ、定員超過の場合は国立大学では運営費交付金の取り扱いがあり、私立大学の場合は経常費補助金の取り扱いであり、また設置金の取り扱いもあります。定員割れの場合も、国立も私立もそれぞれの制度が設けられております。

規模の問題を考える際というのは、こういうややテクニカルでありますけれども、定員の問題というのは実は非常に切実でありますので、中教審の場合におきましては、定員超過に関してはもっと厳格に取り扱うべきであると議論されます。1.3 倍とか、あるいは国立は段階的に 1.1 倍まで下げていきますけれども、こういった定員の問題をしっかりと厳格に管理するということは質の保障という観点でも重要であります。また中教審の議論であれば、大手の大学が、あるいは国立大学が定員を超過して学生を持って行ってしまいうから、小規模大学は大変であるとか、そういった論点もございました。定員割れしている大学に関して具体的にどういふ風な行政的なアプローチができるのかとか、そういった点も話題として出ております。これらに関しても議論をもっと進めていく必要があるという問題意識があります。

また、最後の話といたしまして、大学の機能的分化とネットワークというのがございます。機能別分化とネットワークに関しては、実は 53 ページ以下は全部それに関するところだと思っております。機能別分化とネットワークというのは今やセットで議論が必要ではないかというのが、現時点での中教審での主張であります。機能別分化に関しては 53 ページの上の所で、①から⑦まで 7 つの分類が挙げられておりますけれども、将来像答申に掲げあげられていたものであります。大学がそれぞれ自らの判断で得意とするところに力を入れていくと、そういったことをこれからどういふ風に考えていくか、という点の議論があるのだらうということなのです。

53 ページでは下半分のところで、アメリカの州立大学がそれぞれ機能別に分かれておりますという例をあげております。これは外国の例に過ぎないわけでございますけれども、54 ページにありますとおり、大学の機能別分化に対して財政支援や自主的な質保証活動を通じた促進ということがテーマとして掲げられているところであります。

また、55 ページからは大学のネットワークに関してで、ネットワークと申しますのは情報通信の話ではありませんので、大学間の連携をどう進めていこうかということでもあります。各大学が自らの強い分野に比較的集中しようとしていくのであれば、お互いに強みのあるところを連携しながら、あるいはお互いに、強調するところが生まれる結果手薄になりがちなどところをお互いに補完しあって全体でのレベルを確保していこうとか、色々なアプローチがあるのだと思います。これも 56 ページにあります通りいくつかの論点を掲げながら大学の色んな連携の仕方を考えていこうということでもあります。

ここから先は少し個別の話にいきますけれども、学術の分野におきましては、資料の 72 ページでありますけれども、国公立大学を通じた共同利用、あるいは共同研究拠点という制度が昨年立ち上がっております。国立の共同利用の附置研（附置研究所）といったものがあつたわけですが、共同研究、共同利用を国公立の枠を越えて認定するような枠組みを作つていこう、というのが昨年の文科省の研究振興局の取り組みだったのです。これの教育版、あるいは学生支援版が作れないか、ということの中教審で議論をしているところであります。そのため、最初の 5 ページの諮問の 3 番目の柱の、3-(5)で「大学間ネットワークの構築」というところがやはり濃いオレンジ色になっておりますけれども、こうした大学の教育部門におけるネットワークの制度化といったものが作れないかな、というのが今の議論であります。

大学の機能別分化それ自体はもっと時間をかけた議論が必要であると思っておりますけれども、複数大学が協力して、留学生宿舎を持つ、あるいは留学生に対する日本語指導なりサポートをすると、

そういった活動など色々なものが考えられると思うのですけれども、そういった教育面において国公私を越えて連携する場合に、それを何らかの公の仕組みの中に位置づけていくと、そこに対しては何らかの支援をしていくと、そうした枠組みを通じて大学の連携を進められないかな、というものであります。大学の連携自体は、資料の 69 ページ、70 ページ、71 ページに、現在の色々な策を載せております。69 ページの上はコンソーシアムですし、下は連合大学院。70 ページは戦略的大学支援連携事業ですし、71 ページは大学の教育課程の共同実施であります。こういった予算を伴うもの、あるいは共同実施のように設置基準の改正をしたもの、色々な枠組みがございますけれども、大学の連携を促すような仕掛けをだんだん設けているところでありまして、先ほど申した教育分野における国公私を越えた連携の仕組みも中教審のなかで比較的早めに議論が進むわけではないかと思えます。

以上、大学の分科会の個別のテーマごとに状況について、資料を使いながら説明いたしました。中教審は色々な大きなテーマを掲げながらも、実際議論しているのは細かい一つ一つの制度であります。大学とは何か、大学の教育はどうあるべきか、といった議論ももちろん大事なのですが、実際に冒頭申したように、財政、教育予算のありかたが非常に厳しい中、大学の質の保障ということに関してより細かい制度を前提に、ベースにした議論が必要であり、それをせずに抽象的に知識基盤社会における大学の役割といったところで、教育の外の人はなかなか話を聞いてくれないわけでありまして、具体的な改革をしていくことがテーマになろうとしているところであります。

もちろんやらなければいけないのは、たとえば設置基準をどうするのかとか、あるいは連携するための制度を作るとかいったところで、器だけ作っても仕方がないわけです。大学の質を保障するというのは当然ながら各それぞれの大学なり研究者の方がどう取り組むかがというのが一番大きいわけでありまして、別に日本中の大学の人的物的諸条件を全部一から作り上げるというわけではないので、既存の大学関係者なり教育関係者の人たちがどういう風に取り組んでいけるかと、それが一番大事なわけでありまして、それぞれの大学がどういう風に質の保障に取り組んでいけるかと、地域の中でどのように信頼されその位置付けを確立させていくのか、そういった点が一番重要でありまして、そういった各大学の取り組みを具体的に支援することを目的とした上での制度設計の議論であります。単なる制度弄りに終わらないような議論が中教審で進めばいいなと思ひ、私も中教審の仕事をしていますが、そういった具体的な成果につながるようなことをしていかなければいけないなと思ひます。

なかなか大学をめぐる状況というのは容易ではありませんけれども、待っていれば財源は保障されるという時代ではないのだらうと思ひます。財源を保障するのがそもそも国の役割であるということではあるのですが、それは役所が旗を振っているだけでは全く物事が進まないわけでありまして、いろいろな大学とあるいはその国なり、関連する団体なり、色々なところが連携していく。途中で申し上げました、より大学を超えた横断的な中間団体といいますか大学団体の自主的な議論の中で、これまでの個別の研究をより横断的に広い視野で見えていくような、時には国に政策提案をどんどんしていくような広い視点での研究なり活動が本当に要るのではないかと思うところであります。全国高等教育研究所等協議会がそういった重要な受け皿になることを切に期待しているところであり、また今後とも先生方との意見交換や、時には厳しい叱責なども賜りながら、なんとか大学教育の充実に向けて取り組んでいきたいと思ひているところであります。是非今後ともよろしくお願ひ申し上げます。本日はありがとうございました。

高等教育研究所長 有本 章

大変長時間ご講演いただきましてありがとうございます。せっかくの機会でございますので、ご質問とかご意見、ご質問等あろうかと思っておりますので、ご質問を出していただけたらと思います。

質問者 A

A と申します。教えてほしいことが 2 箇所ほどあります。例えば 49 ページの、医学研究科とか工学研究科の定員割れが激しいとありますが、これは大学院を重点化したときに定員が非常に大きく増えてそれが埋まっておらず、現状はさらに博士課程を出ても就職がないことが原因だと思います。もうひとつは、42 ページに大学の学生定員と超過と定員割れという問題があるかと思うのですが、先ほどの大学院の入学定員も含めて、例えばドイツあたりの大学だと学生定員という考え方はあまり厳しくなくて、例えば医学部とかは割合きちんとした学生定員はあるのでしょうか、それ以外の学部は学生定員というのをきちんと決めていないと思います。日本の大学は 1877 年に大学ができてから学生定員をきちんと決めていたわけですね。学生定員というものをもう少し柔軟に考えると、むしろ学生の質というのが確保されるのではないかと私は思うんですけども如何なのでしょう。

榎本 剛

ありがとうございます。これも結論が出ていることでは無く、私自身の考えがどうというよりも中教審の中で既に議論になっていることでありますので、まずはその状況を見たいなと思っております。先生ご指摘の、大学院における定員とは何かということも中教審の大学院部会で提起されておりますし、そういったことを踏まえながら 2 月以後の議論の中に入れていくことになっています。

今説明を飛ばしたのですが、通し番号の 75 ページにありまして、機能別分化のネットワークの関連で検討の論点というのが、これも昨年の 12 月に、74 ページ、75 ページの論点を提示しました。75 ページの 6 というのがありまして、ここが国立大学の機能別分化の促進というところで「博士後期課程、附置研、一部学部等の教育研究組織に関して、機能別分化に沿った見直しを行うことについて」と、ここもまだ検討はこれからでありますけれども、博士そして大学院の規模はどうしていくかと、ここで国立大学に特化した提示をしているところであります。その下には、7 番として、「その他、公私立大学に対して」というものもございます。そもそも大学院の規模とは何かといいことも考えて議論が進まなければいけないと思っております。議員の中でも色々な意見がありまして、大学院の重点化、大学院の量的規模に関してはもう一回ちゃんとしたこれまでの施策の検証が必要であるという当たり前の前提の議論もあり、世界的な動向の中で日本は大学院の規模はまだまだ少ないという声もあり、また一部において定員割れという考え方を使うのであれば定員について何らかの厳格な対応が要るのではないかとという声もあり、色々な方向に向けた意見がありますので、それをこれから議論が進められなければいけない、という問題意識を持っているところであります。

質問者 B

Bでございます。非常に体系的にお話しいただいたのですが、今回の学士課程の答申はある意味で、競争と共同といいますか、市場原理だけで任せて、つまり問題がすべて解決できるわけではない、それが大学関連システムの答申の考え方に色濃く出ているわけです。それが先ほどの企画官のご説明の中で、これから規模の問題が本格的に審議になっていく、設置基準の問題にも答えられたらですが、大きな考え方からすると定員超過の問題、規模の問題、これは私の記憶でいえば、おそらく臨定までの段階と、それと臨定と補助と制限法がある間は地域間の高等教育機会の均衡化していた方向にどんどん進んでいったものが、それ以降崩れ始めて最終的には計画を放棄するという形で現状になって、それをどこまで質の向上と地域間の教育機会の問題をコントロールするのかというのは大きな問題だろうと思うのです。先ほどの中国地方ですが、拝見すると中四国は特に今の状態から言うと、定充足（定員充足率）が低くてこの状態から言うと、定員超過と定員割れのメカニズムから言うと、補助金を維持しようとする、規模を縮小均衡するという形で地方において進んでくるといことになると思うのです。そうすると教育機会の格差はどんどん拡大していく、格差社会は高等教育の機会についても顕著になるということだと思っております。挙げられている設置基準の中で言いますと専任教員の定義でありますとか、教員集団の質というのは出てくるのですが、私はかなり根本的なところで設置基準自体が、スケールメリット追求型なのです。基本的に大規模になっていく方が教員の定数等々から見ても、いわば専任教員一人当たりの学生数というのは、今確かに定員割れしているところは厳しい状態ですけども、大規模大学の専任教員一人当たりの学生数であるとか、教室規模っていうのは一目瞭然で非常に良質とはいえない。ところが、カリフォルニアの例を挙げられているのですけれども、カリフォルニアは基本的に、つまり一定の学生数と教員のバランスがとられておるのですけれども、そういった点から言うと、おそらく補助金の問題とかだけではなくて、根本的な設置基準としてきたところを問題にしないといけない。この現在挙げられている点から言うと、教員の問題にはしているのだけれども、根本的な設置基準行政の根幹にあった部分が、未着手の状態ではないかと思っております。特に昨今大都市部における私立大学の規模拡大の問題をマスコミ等々ががしてきているところもあり、現在新しく短期大学等々が4年制になっていく時には規模制限しています。新設で考えれば、入学定員200程度のいわば経営的にはおそらくペイしないであろう規模を認めている一方で、届け出、あるいは定員についてもコントロールしていない、かなり二極化する方向、大学の許可自体が二極化方向にあるということ思うのです。

規模の問題とそもそも設置基準の中に埋め込まれているメカニズムについてはどうお考えでしょうか。あるいは、そのことを私は問題にしない限りにおいて、要するに競争と共同の両立の中で高等教育機会を国家政策として計画的に双手していくことは難しいじゃないかという風に思うのですが如何でしょうか。

榎本 剛

ありがとうございます。まさに問題意識は共有しているつもりでございますので、そういった大きな問題をやらなければいけない時期に来ているということは大学分科会、1月の議論ではそういう声が多かったところでございます。設置基準の枠組みをそもそもどう考えていくのかという問題と、それと地域における教育の機会保障をどうしていくのか。そもそも機能別分化を進めていくと

いうのであれば、仮に教育に比較的焦点を置く大学があるとしたらそこにおける教員とは何なのか、そこにおける教員あるいは研究者の人の研究はいったいどういうふうにしていくのかとかですね、実は論点は芽づる式に出てくるわけでありまして、一つの制度だけ直していても問題は解決しないという認識を持っております。先ほどの、1-(3)にあげたものはまだ個別単独で議論できるという風な考え方からオレンジ色で囲っているところでもあります。実は、1-(3)自体も、実は色々な問題を内包しているわけでごさいますけれども、それでも他と比べますとまだ、これ単独で議論できる部分もあろうとことで、設置審においてもこういったことを比較的集中的に議論しているところでもあります。ただし、これを除いたこの、オレンジ以外の部分に関してはまさにご指摘のとおり色々絡んでおりまして、どこから糸を解し始めていくかということの検討が大きなテーマになっており、この審議経過についての文章もそれぞれのパーツ、パーツのところではそういった問題意識を念頭に置きながら今後具体的に検討していく必要があるという風書いているところでもあります。ぜひそういった議論が進められればと思っています。

もう一点関連して、さっき説明を飛ばしてしまったのですが、5 ページに「学位プログラムと中心とする大学制度と教育の再構成」というテーマであります。これはこの9月の諮問の比較的前の方に掲げているということもあって、かなりの関心を持たれているものであります。この学位プログラムを中心に大学の教育や制度を全部考え直していこうと、これも実はそうとう大きなスケールを要する議論が必要になってまいります。この将来像答申で出ているのでありますけれども、今の大学、学校教育法は、大学があって学部があってそこに先生方がいて、そこで教育活動がおこなわれると、設置基準もそういった前提になっているのでありますけれども、組織があって、そこに先生がいて学生が来るのではなくて、大学が教育の場であるという前提に立つのであれば、教育の場があってそこに学生がいてそこに教えに来る先生がいてと、それを支える色々な枠組みがあるという風に規定なり制度なりを書き換えていった方がいいのではないかと、といった問題意識であります。これは口で言うのは簡単でありますけれども、実際真面目にとりくんでいこうとすると相当大変なテーマでございまして、先生がおっしゃった色々な問題があるのと大分関連しつつ、また少し違った次元でもテーマになってくるなと思っています。この諮問は非常に広範囲にありながら、すぐに今年中に何とかできるかなというものと、ちょっと時間かけましようというのと、もうちょっと時間かけましようというのと、複層的に複数のアイテムがそれぞれ違うスピード感を要求するものがあつたしますので、そういったものに関して取り組もうとしているところでもあります。先生のご指摘は非常に参考にあるところがございますので、そういったお話もぜひ念頭に置きながら2月以後の議論が進んでいくといいなと思っています。ありがとうございます。

質問者 C

Cです。お話ありがとうございました。お話の内容は、資料2ページと5ページに簡潔にまとめられていてありがたいと思うのですが、ひとつ質問したいのは、大学の在り方とか大学の評価とか問題となっておりますが、グローバルスタンダードということで特に米国を中心とする価値観とか大学の在り方に関するものを、どうも日本的に直輸入しているだけのような形でやられているような風を受けるのです。例えば Semester 制度は、完全 Semester ですと春秋に分けて、必修科目は春秋両方やるというような形でやっていますけれども、実際9月入学って本当に少ないです。そのために必修科目の科目を全部大学が用意してあげます。そうしますと大学も私学だと、そんなに必修科目を一杯やると授業の開講コマ数が増えてしまって、それだけ長く人員とか予算がずっと増えると、そこで教授学、必修科目を減らせなんてなんて言うことを、例えば私の大学

でも結構言われるわけです。そうしていきますと、ここである2ページの順次性のある体系的な教育課程を編成して欲しいというような方針が出ているのですが、本当に順次性のあるものを作っていきたいのですが、それとセメスター制度は非常に相性が悪いというか、うまく整合性がとれないのです。順次性をやっていきますと、指定を落成するような意味ですが、ある程度必修科目を並べないとやっぱり基本的な学科、学問の教育はできないのですね。そのあたりのバランス、あるいは整合性をいかにとるという問題です。

もうひとつは、エヴィデンスをどんどん評価に求められるのですが、数量的な評価にのらないような大学教育の質の問題であると思うのです。そうしてくると、日本の高等教育というのは、いったいどのような日本らしい質、高等教育の価値というのを考えられるのか、そのあたりを含めて、英国と日本の高等教育の在り方、あるいはそれによる日本の高等教育の方向性、そういったことをお話いただければと思います。

榎本 剛

ありがとうございます。冒頭申したのですが「出羽の上」の人が非常に増えておりますので、私などはもう少し全体のその国の制度のこと見ないと、この国では、ドイツでは、フランスでは、アメリカでは、イギリスでは、中国では、韓国ではといった話も非常に浮ついてしまうなという風に日々思うところであります。学士課程教育答申を議論していく際にも諸外国における色々な事例の紹介、あるいは研究といったものも、多々あったわけでありまして、色んな国の仕組み、あるいは国内の色んな国の事例を見て、研究していきながら、各大学でそれぞれいろいろなことを考えていくためにはどうしたらいいかと、そういった論点を示しているのが、学士課程教育の答申の方であります。学士課程教育の答申は、さっきも申したのですが、個別の制度設計、制度改正ですね、文部科学省でこういう制度をしますからそれでやってねというふうに書いているところは非常に少なく、色んな論点があるのですけれども、あるいは色んな国あるいは国内で色んな取り組みがあるので、自分の大学はどういう風にしていったらいいかぜひ考えてみてね、というものであります。

先生ご指摘の色んなセメスター制とカリキュラムの構築の問題とか、大学の色んな評価の見方とか、それは色んな論点があって、私もそれを実は話し始めていこうと思ったらちょっと時間が足りなくなっちゃうのです。でも私はこういった点って是非こういった協議会で幅広く研究していただくと面白いかなと思うところであります。私の意見あるいは文部科学省の公式な話とか、あるいは中教審の議論の方向性と、あるのでありますけれども、実はかなり今の仕組みはいろいろとあるようでいて結構柔軟なところも一杯ありまして、運転する時のハンドルの遊びと同じで結構色んなところで工夫できる余地って一杯あるのではないかと思います。いろいろな大学のいろいろな取り組みをそれぞれ研究、追及する余地はあるのではないかなと思いますし、その際の検討において国における制度に問題があるのか、大学の内部で解決できるのか、あるいは違う所に論点があるのかとか、いろいろなものがあると思うのです。もう少しそういう点に関していろいろな大局的な議論が始められるといいなという風に思います。

高等教育研究所長 有本 章

今日は非常にいい話をしていただいたとっております。私の印象は榎本さんが文科省へ戻られてから難題をこなされたその実力ですね、これは文科省にはそういう人材があちこちにいるのか、たまたま榎本さんがそうなのか、どうしてそういう人事をやるのか、色々私も考えたのですが今ずっとお話いただいたように、ほとんど全部問題点を把握されてこれから考えていくということを披露されました。

それから2番目に中教審の今までの流れと、今のやっておられる中教審のところの流れがちょっと変わった面があると、マクロでシステマ的にやっていたところを、少しマイクロにやっておられると具体的にやっておられる、というお話があったと思うのですが、今日の話はかなりマイクロになってきております。こういう方向、マクロとマイクロを両方やるという中で、従来はどちらかというマクロをやっていたのが、最近ではマイクロ、マイクロという風に行っているな、と読むとこれから大学は大変だということになります。だから設置基準、設置認可とか認証評価とかずっと挙げられましたが、これを細かく制度化してそしてマニュアルで出てくる可能性はかなり高いなと、大学はそれに対応できる力があるかということが問われているのではないかなと思って聞いていました。

それから協議会については非常に期待いただきまして、やはり文科省と大学の間の中間的なところは国際比較をするとちょっと弱いので、協議会はその一端をやっていないといけない面があるというお話をした。やっぱりそのあたりの課題は一つあるという風に思いましたので、なかなか難しい問題なのですがやっていないといけないという風に思っております。

今日はおっしゃらなかったけれども、こないだお話している中で、これからパンドラの箱を開けますよとおっしゃっておるわけですね。だからなんでも出てくる可能性がある。今日の話の中では、論点は芋づる式にあるとおっしゃったことと、それから暗黙知を具体的に明示化していくとおっしゃったんですね。これは暗黙知を形式知にしていくということですから、大学人がなんとなく雰囲気分かっている様子を全部明示化されて明文化されて出てくる可能性があるのです。これは大学が今までの大学とはちょっと変わっていく、ということを示唆しているわけですから、それに対して大学はどうするか。大学はもっとちょっと頑張れよ、ということメッセージとしていただいているという風に読まないといけないと思うのです。そうしないと大学は学校になってしまう。気がついた時にはもう終わりとなる。まだチャンスがちょっとあるという風に読むのではないかなということ。文科省の一番最先端の方が来てお話いただいたたんですから、これはもう事実ですよ。これと我々が今現実でやっているところの距離はそういうところですから、距離というか、その間にあるものですね、これを読み取らないといけない。じゃないかと私は思ったのですが皆さんどうでしょう。

それと最後5番目は、「出羽の上型」からです。「出羽の上型」という「輸入型」なんです。つまみ食い型「輸入型」。これでなんとか今までは日本はやってきたのだけれども、これではさっきの国際競争というようなことを考えたら、太刀打ちできない。だから「輸出型」にしていけないといけない。そうすると、アイデンティティの質とは日本型の創造力を持った高等教育システムとか大学とかを作っていけないといけない、ということになるわけです。だから今日は言われなかったですが、知識基盤社会化、グローバル化、市場原理化、これは競争力の問題です。国際競争力の問題、ユニバーサル化、生涯学習化これは学生の学習力と質的保証の問題、それから人口減少の問題は大学規模の問題ですから大学教育の量の問題です。量と質の問題これからずっとこう厳しくなってきましたから、そこのところを我々は考えていかなければならない。文科省からそういう信号を送られましたから、もうそういう方向に行きます。だから大学の方もきちっと対応しないといけない。

高等教育関係の研究所等が全国の私立大学600の中で、わずか20ぐらいしかない。今日設立した協議会はずか10校ですから1.7%なのです。こんなことでいいのかな、というのが私の感想でございます。もうちょっと大学、私立大学はしっかりしないと、大変なことになるかなと思います。

危機感を感じながらお聞きしたということどうぞ今日お越しの皆さん、自分の大学に帰って、かなりこれから厳しいらしいよというお話をしていただいたらありがたいです。どうも今日はありがとうございました。

補足

中央教育審議会（中教審）の大学分科会は、昨年9月に、鈴木恒夫文部科学大臣（当時）からの諮問を受けて、「中長期的な大学教育の在り方について」に関する審議を行っている。

この審議は、これまでの大学制度や各種施策を振り返りながら、今後の大学政策の基盤を固めようとするものであり、そのために諮問内容に関し、一つひとつ整理を行っている。昨年前半までの大学分科会の審議の中心は、学士課程教育の充実であり（その成果は同年12月の「学士課程教育の構築に向けて（答申）」（学士課程教育答申）に結実した）、その間は、審議の焦点や範囲が比較的絞られていたと言うこともできる。それに対して、昨年9月以降の大学分科会の審議は、一見すると大変広く、その全体像の把握が難しいと思われることがある。

大学分科会の審議状況については、文部科学省のウェブサイトに、各回の配付資料や議事録を基本的にすべて掲載することで、その情報公開と発信に努めている（http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/index.htm）。しかし、このすべての情報に目を通すのは、必ずしも容易ではないことを考慮し、この号以降、大学分科会での審議状況の概略を紹介することとしたい。

なお、平成21年6月には、大学分科会が「中長期的な大学教育の在り方に関する第一次報告」を「大学教育の構造転換に向けて」との副題を付して取りまとめた。また、8月には、同「第二次報告」を公表している。あわせて参照いただきたい。

【1. 諮問の背景と概要】

(1) 諮問の背景

国内外の状況が急速に変化し、社会構造全体が変革期を迎えており、大学教育についても、社会や学生のニーズの多様化、国境を越えた大学の教育活動の進展、人口の減少等の状況を踏まえ、その全体のあり方を検討すべき状況にある。

平成20年7月に策定された「教育振興基本計画」は、平成20年度からの5年間の中心となる施策の基本的方向の一つとして、「教養と専門性を備えた知性豊かな人間を養成し、社会の発展を支える」ことを掲げている。そのテーマの中で、①社会の信頼に応える学士課程教育等の実現する、②世界最高水準の卓越した教育研究拠点を形成するとともに、大学院教育を抜本的に強化する、③大学等の国際化を推進する、④国公私立大学等の連携等を通じた地域振興のための取組などの社会貢献を支援する、⑤大学教育の質の向上・保証を推進する、⑥大学等の教育研究を支える基盤を強化する、の6つの事項を挙げている。

そのこととあわせて、「この5年間を高等教育の転換と革新に向けた始動期間と位置づけ、中長期的な大学教育の在り方について検討し、結論を得ることが求められる」としている。すなわち、教育振興基本計画は、具体的な施策の実施だけでなく、中長期的な観点から検討することの必要性に言及している。

(2) 諮問の内容

この教育振興基本計画を受けて、平成20年9月11日、文部科学大臣から、中教審に

「中長期的な大学教育の在り方について」の諮問を行った。

それまでの大学分科会は、平成13年の「今後の高等教育改革の推進方策について」の諮問に基づいた審議を行っており、今回の諮問は、7年ぶりの大学に関する諮問となった。大学の規模や質保証の在り方など、これまで必ずしも着手できなかった論点について、広範かつ具体的な見直しに関する審議を要請している。

また、諮問の理由説明には、審議を要する事項として以下が付されている。

「中長期的な大学教育の在り方について」の諮問とともに示された審議事項

1. 社会や学生からの多様なニーズに対応する大学制度と教育の在り方
 - (1) 社会や学生からの多様なニーズに対応する大学教育
 - (2) 「学位プログラム」を中心とする大学制度，教育への再構成
 - (3) 社会的要請の特に高い分野における人材養成
 - (4) 大学教育の質保証システム
 - (5) 学生の履修を支援する方策
2. グローバル化の進展の中での大学教育の在り方
 - (1) 大学の国際競争力の向上のための方策
 - (2) 大学の評価における国際的な視点の導入と，世界的規模での大学に関する評価活動への対応
 - (3) アジア域内等の国際的な学生・教員の流動性向上の促進等
3. 人口減少期における我が国の大学の全体像
 - (1) 人口減少期における大学全体の健全な発展
 - (2) 大学の機能別分化の促進と大学間のネットワークの構築
 - (3) 全国レベルと地域レベルの人材養成需要に対応した大学政策

加えて、大学分科会における審議の迅速化と実質化を図るため、9月25日の第70回大学分科会やそれ以降の分科会において、制度改正等の具体的な方策として考えられる内容を「論点メモ」により提示している。

【2. 審議における基本的な考え方】

これらの個別の事項について、現状や課題、また、それに大学分科会での審議状況については、次号以降で順次紹介することとし、今回は、これらの諮問に関して、共通する考え方として、以下の3点を挙げておきたい。

(1) これまでの歴史的経緯を踏まえて現状を整理

中長期的な大学教育の在り方の検討に当たっては、上記の教育振興基本計画のほか、これまでの中教審の諸答申、さかのぼれば、大学分科会の前身とも言える大学審議会（昭和62年～平成13年）の諸答申の蓄積を踏まえることが必要である。

とりわけ平成17年1月の「我が国の高等教育の将来像」（将来像答申）において、今後の高等教育の在るべき姿や方向性について全体像を示しており、それ以降、「将来像答申」を受けて、大学院教育と学士課程教育の在り方について議論が行われ、その結果がそれぞれ同年9月の「新時代の大学院教育」や、先述の平成20年12月の学士課程教育答申として取りまとめられている。また、平成14年8月には、設置認可制度の見直しや認証評価の導入を提言した「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」が出されており、これも現在の質保証に関する議論の前提となっている。

大学制度は、過去数十年来の様々な歴史的経緯やその際の事情に応じて整備されて現在に至っており、今後の大学制度を進展させるためには、現行の制度や施策を改めて検証し、そのよって立つ現状を再確認することが不可欠である。したがって、大学分科会の審議では、新しい制度や予算・施策の提案もさることながら、既存の制度、予算・施策の仕組みやその体系について理論的に整理し、21世紀初頭の現時点での意義・妥当性を再確認した上で、今後の安定的な大学行政や大学運営の継続と発展のための基盤を形成することを目指している。

(2) すべての検討において国際化とのかかわりを意識

大学は、中世ヨーロッパで登場して以降、国を越えた学生や教員・研究者の移動・交流や、国際的通用性を前提とする学位の授与など、その教育と研究は本来的にグローバルな活動を伴う。また、ヨーロッパにおける今日までのエラスムス計画やボローニャ・プロセス、また、アメリカの大学の教育研究上の優位性を背景とした国際的な活動など、教育研究活動が国を越えて展開される中、我が国の大学行政にも、アジア域内をはじめとする国際的な展開を意識した検討と対応が求められる。したがって、大学制度の検討に際しては、国際的な動向への留意が欠かせない。

諮問事項の二つ目の柱として、「グローバル化の進展の中での大学教育の在り方」が挙げられているが、これは今回の諮問事項に関し、大学教育のグローバルな状況を意識した検討を求めているととらえることもできる。例えば、大学教育の質の保証、学生支援の方策、量的規模の在り方、機能別分化等について、大学教育のグローバルな側面や、国際的な動向を抜きに議論することができない。

(3) 審議事項はすべて密接に関連

上記(1)(2)に関わるが、諮問における審議事項の一つひとつは別々のものではなく、すべてが関連しあっている。したがって、これらを別々に審議することはできないとの問題意識から、個別審議事項の相互の関係性や全体性を意識すべきとの問題意識から、部会等に審議の多くをゆだねてしまうのではなく、これまでのところ、大学分科会本体による主導的な審議が行われている。

講演会配布レジュメ

レジュメ

榎本剛 (t-enomot@mext.go.jp)

1. 経験を通じて

○英国

- ・「英国の大学評価」IDE No.442「大学評価の新段階」
- ・「英国の教育」(財)自治体国際化協会

○初等中等教育

- ・「中教審100時間、義務教育費国庫負担金の議論を振り返る」教育委員会月報2006年2月号

2. 資料

- ・日本の教育費総額 7
- ・教育への公財政支出・対GDP比 7

○学士課程教育の構築に向けて

- ・答申の概要(10月29日) 2
- ・答申の構成について(10月29日) 3

○中長期的な大学教育の在り方について

- ・論点メモ(9月25日) 4
- ・「大学分科会の審議経過について」に掲げた事項について(1月26日) 5
- ・大学分科会の審議経過について(1月26日) 6
- ・学位プログラムを中心とした大学制度の再構成について(主な検討事項例)(12月5日) 20
- ・設置基準と設置認可について(11月26日) 27
- ・グローバル化の進展の中での大学教育の在り方について(1月22日) 30
- ・大学の量的規模に関する資料(12月16日) 41
- ・定員超過・定員割れに関する取扱いの概要(12月16日) 52
- ・大学の機能別分化の促進と大学間ネットワークの構築について(12月16日) 53
- ・大学の機能別分化と大学間ネットワークについて(12月5日) 61
- ・大学の機能別分化と大学間ネットワークについて(検討の論点案)(12月5日) 74